

## 国民文化祭について

国民文化祭についてお伺いします。

平成27年度に本県で開催する第30回国民文化祭については、現在、県において開会式等の総合フェスティバルの実施計画策定を進めるとともに、国民文化祭の本県開催を県内外に広く周知するための取組を進めておられると聞いているところです。

開催まで、残り1年を切り国民文化祭の開催を広く県民に周知し、本番に向けた気運の醸成を図るため、先般、国民文化祭県実行委員会と県文化協会との共催により、県民文化フェスタの規模を拡大し、「プレ国民文化祭・県民文化フェスタ」として様々なイベントを開催したところです。

さて、国民文化祭は毎年、各都道府県持ち回りで開催されている国内最大の文化の祭典です。最近では、開催都道府県においては、イベント等への出演者として、全国各地から1万人前後の参加があるほか、観客数については年によって変動はあるものの、県内外で概ね100～200万人を数えるなどしており、来年度の本県における国民文化祭の開催による集客効果が大いに期待されるところです。

本県は、世界自然遺産の屋久島や希少な野生動物が見られる奄美の島々、桜島や霧島等の火山などの豊かな自然や、幕末の多くの偉人を輩出した個性ある歴史や文化、黒豚、焼酎などの多様な食材など、他県に誇れる「本物」の素材に恵まれた土地であり、県においては、これらの素材を生かした観光振興や特産品開発の推進に取り組んでいるところです。

県内外からの多くの集客が見込める国民文化祭の開催は、本県の観光振興につなげる絶好の機会であると考えます。このため、文化芸術活動の分野だけでなく、観光業、商工業など関連する産業が連携して誘客対策やPRに取り組むべきであると考えます。

そこでお尋ねします。

第一点は、国民文化祭開催に向けた現在の、県、市町村における取組状況、今後の取組について、お示しください。

第二点は、国民文化祭の開催を観光振興に繋げるため、県外からの誘客対策、PRにどのように取り組むのか、お示しください。

## 保健・福祉行政について

### ① 本県における地域医療の課題について

県医師会では鹿児島県の地域医療を考える会を本年、3回にわたって開催しています。第1回は救急医療と地域医療連携、第2回はがん医療と地域連携、第3回はパネルディスカッションによる3医療施設による取り組みについてであります。

私は救急医療に携わる一人として「本県の救急医療はこれでいいの？」との思いで本県の取り組み状況を参考にさせていただきました。特に第3回のシンポジウムに出席された鹿児島市立病院院長坪内先生、県立大島病院院長眞田先生、慈愛会理事長今村先生の講演内容を聞いて、本県の救急医療体制の更なる充実を図るべきとの思いです。

私はこれまでも指摘してきましたが、本県の1次、2次、3次救急医療体制については計画上は棲み分け出来ていると思います。しかし、実際の連携体制はまだ出来ていないのが現状だと思います。隣県熊本県は日赤病院、済生会病院をはじめ1次救急から3次救急までを1つの医療敷設で完結出来る体制となっています。たとえば夜間や日曜・祭日、これらの病院ではウォークインする1次患者受

け入れ体制があり、それらの患者が重篤な場合は2次3次医療を同一施設で受け入れられる体制となっています。しかし、本県ではそのような体制は一部の施設でしかなされていません。

本県においてはたとえば、1次救急医療の機能を持つ夜間急病センターから2次あるいは3次救急医療機関への搬送体制が出来ているかと言えはまだ出来ていません。1次救急医療機関で働く医師としては2次3次救急医療機関への搬送がスムーズに出来ていないのが大変なストレスです。県ではこのことについてどのように認識されているのか、今後これらの課題にどう対応されていかれるのかお伺いします。

## ② 本県における医療・介護・福祉の連携体制について

国は施設医療・介護から在宅医療・介護への転換を図ろうとしています。福祉も同様です。これを受けて各都道府県医師会も在宅医療提供体制を推進するための取り組みがなされています。本県においても県医師会が中心となって各医師会と連携する取り組みがなされています。10月に行われた第1回活動報告会では各医師会が在宅医療の取り組みについて報告されました。それぞれにすばらしい

取り組みだと思えます。今後の在宅医療・介護・福祉の推進になればと願うものです。

さて、国が進める在宅医療・介護の推進にあたっては多職種協働による地域包括ケアシステムの構築が何よりも大切ではないかと思えます。多職種の育成と連携はどうなっているのか、本県におけるシステムの構築の現状をお示してください。

次に、在宅医療・介護・福祉を推進するにあたっては医療介護福祉の連携よりむしろ協働という表現がふさわしいと県医師会と自民党県議団医療福祉問題調査会の勉強会で医師会の先生が話されました。的を得た表現ではないかと思えます。在宅医療・介護・福祉を推進するにあたって、多職種の連携はもとより、医療・介護・福祉の連携による本県の地域包括ケアの現状と課題についてお示してください。

### ③ 本県における感染症対策について

アフリカで猛威を奮っているエボラ出血熱への対策は全世界で精力的に取り組まれています。感染すると致死率が高く、出血熱の治療に当たっている医療従事者本人が感染する危険性が高いため大き

な問題となっています。

これまでS I R Sや新型インフルエンザなど重大な感染症が世界で発生した際には国をあげての検疫体制が敷かれ、もし万が一、感染者が国内に発生した際の治療体制や医療器材も整備がなされてきました。しかし、今回のエボラ出血熱に対して、マスコミで本県は全国で整備がなされていない8県のうちの1つとして報道され、医療関係者として大変残念に思い、ぜひ早急の体制整備が急がれます。先日の地元紙において、本県はエボラ出血熱の患者受け入れ可能な第1種感染症指定医療機関を早期に整備する方針を国に伝えたと言われていますが、整備方針についての具体策と目標時期をお示しく下さい。

#### ④ 鹿児島市立病院・救命救急センターの現状と課題について

鹿児島市立病院・救命救急センターにはこれまでセンターになくはない診療科、心臓外科がなく、私もこれまで環境厚生委員長時代2回にわたり診療科の開設をお願いしてきましたが、前任の院長には認めていただけませんでした。しかし、新院長がさっそく心臓外科を開設することを明言され、大変嬉しく思っています。ま

た一方では多発外傷に備え、整形外科の充実が望まれるところですが、なかなか医師増員が成されないところです。鹿児島市と連携する中で整形外科の充実をはかっていただきたい。

ところで、市立病院はドクターヘリ、本年10月より運行されているドクターカーの基地病院として日夜取り組んでおられます。一方、県内に本年10月から民間のドクターヘリ、以前よりドクターカーも運行されており、県民にとっては救急医療の更なる充実が図られています。そこで補完的に運行されている民間のドクターヘリ、また、鹿児島市以外で運行されている民間のドクターカーの運行の現状と問題点についてお伺いします。

#### ⑤ 奄美地域におけるドクターヘリ運行と医療体制について

我が会派の代表質問において奄美地域におけるドクターヘリ運行を平成28年度を目途に検討するとの答弁がありました。私にとりましては長年の思いが実現し、大変嬉しく、奄美の皆様方に恩返しできたのかなと思います。

本年6月の救命救急センターの開設に始まり、ドクターヘリ運行の決定と県立大島病院の機能はますます充実し、島民の皆様の命を

守る医療体制が次第に整備されていくことに知事はじめ執行部の皆様に感謝申し上げます。ドクターヘリ運行については代表質問と重複しますので、奄美の今後の医療体制についてお伺いします。

奄美地域の医療は出来れば奄美の医療機関で完結することが本来の姿です。以前にも触れましたが、実現するまでこのことは何回も要望してまいりたいと思っています。現在、奄美地域に整備が望まれる医療機能はNICUと心臓血管外科の2つだと思います。奄美地域の救急医療・高度医療をより一層充実させるためにも大島病院へのNICUの整備をぜひしていただきたいと考えていますが、大島病院における新生児医療の現状と解決すべき課題について伺います。一方、心臓血管外科については、名瀬徳洲会病院に働きかけ、ぜひ、整備していただければと考えています。これらについての県の考え方を伺います。

#### ⑥ 歯科医療行政の充実について

本議会開会日に「かごしま歯と口腔の健康づくり県民条例」が可決され、更なる歯科医療の充実と県民の健康増進が図られることが望まれます。そのためには、歯科医療をとり巻く医療環境を充実さ



せることが何よりも大切です。そこで県の歯科医療行政を推進するための本庁歯科医療行政の体制はどうなっているのかお示してください。

また、聞くところによりますと、現在、歯科医療行政を進めるにあたっての指令塔となる歯科医師は一人とのことですが、一人では少ないのではないかと、また県庁職員には定年制や突発的事故等もあり、歯科行政を押し進めるには複数配置が望まれます。歯科医師の増員について見解をお伺いします。

## 教育行政について

### ① 元鹿屋市立中学校校長の退職金返還について

法曹界の方々の中には裁判において出された判決について、自分の考えに合わなければ「司法は死んだ」と言い、一方、もし自分の考え方に添った判決が出され、それに対する反論とがあると「司法を侮辱するのか」と言う方がおられます。大変矛盾した発言であると思います。

一般国民は十分に審議された事案に対する司法の判断は大変重いという認識を持っておられると思います。私自身もそういう立場に立っております。しかし、内容に対して疑義を感じたとすれば、それに対して自分の意見を述べることは国民の権利です。決して司法に対する侮辱でもありません。

11月18日、地元紙に以下の興味ある記事が掲載されました。

「服役中男性冤罪で釈放 強姦事件被害証言の虚偽判明～大阪地裁～ 大阪地裁は18日、強姦罪などで懲役12年が確定し、服役中だった男性について、有罪の決めてとなった被害者らの証言が虚偽と判明し、冤罪だったとして、刑の執行を停止し、釈放した。約3年半服役していた。」との内容であります。

さて、6月議会で取り上げた内容については色々な方々から意見をいただきました。私の支援者からは「何で関係のない鹿屋市で起こった事件を、あなたにとって、来春、大切な時期を控えているのに、問題にしたの」中には「あなたは元校長から退職金の一部をもらったの」という厳しい意見、「学校の管理職としてこの事件と結果に大変興味をもっています。頑張ってください」等でした。一方ブログ等では「十分な調査も相手の意見も聞かないでいいかげんな発言をするとはおかしい」等々ありました。これらの意見をしっかりと心に留めて質問してまいります。

まず、平成12年3月31日付けで人事院から懲戒処分の指針が出され、本県は平成19年3月22日付けで「学校職員の懲戒処分の指針」及び「教育庁等職員の懲戒処分の指針」を制定しており、これらの指針に基づき運用しているとのことですが、平成19年3月22日付けで出された指針の制定後、今日まで、県教育委員会関係でのわいせつ、セクハラ事案について、その件数と処分内容について、また、わいせつ、セクハラ事案について本人が認めた件数についてお示しく下さい。

次に皆さんは子どもの権利条約をご存知でしょうか。

子どもに特別なケアを及ぼす必要性が、1924年のジュネーブ子どもの権利宣言および国際連合総会が1959年11月20日に採決した子どもの権利宣言に述べられ、『子どもは身体的および精神的に未成熟であるため、出生前後に適当な法的保護を含む特別の保護およびケアを必要とする』ことに留意することとしています。

私は元校長の同僚の先生から以下の内容の手紙を頂きました。

学校の管理職はどうあるべきか。まず、子どもたちのいのちを守り、正しく育て、教師の範となり、教師を守り、親や社会の信頼を得て、将来の日本のために生きる、その子どもたちを育てる使命を帯びたものであると思います。しかし、今まで、たくさんの管理職に守られ導かれ、教師をさせていただいてきましたが、元校長先生は自ら生徒理解、生徒指導の範を私たち部下に示してくださった唯一の方でした。そんな実力と信念、そして柔軟性を兼ね備えた管理職はそんなにいないと思います。その証拠に当時、小学生のときから心が荒れはて、イジメをしても反省など全くしない生徒がいました。その子には私たち教師の誰の言葉も心に届くことができませんでした。でも唯一、元校長先生とは目をキラキラ輝かせ、言葉をかわし、素直に反省できることができました。目の前でそんな光景を

幾度も拝見させていただき、子どもの人権を尊重することの大切さを何度も学ぶことでした。同時に教師として驕ってはいないか、上から目線で圧力をかけた指導をしていないか、振り返らせていただくことができました。よく「なぜわざわざ車に乗せてドライブしなければならなかったか」一般の人はそう疑問に思います。教師をしていた私の母もそう言いました。しかし、学校という現場は、生きた子どもを対象にしています。まして、部活動ともなると時間外ということもあり、子どもを落ち着かせたり、振り返らせたり、リラックスさせたり、その時、その時でいろんな手法を実際行います。紙の上で語られることだけが指導ではないのです。「生徒理解」これは永遠のテーマです。何が正しく、何が間違っているのか。声高に主張することより、目の前にいる子をしっかりと受けとめ、汲み取ってあげる姿勢こそ教師に求められると思います。その子は元校長先生を親より慕い、尊敬していたと思います。親は、その子が中1のときはパチンコに通い、その子は寂しい思いをたくさんしました。歯車が狂ってしまい、今は敵同士になってしまったことが何よりくやしいかぎりです。今はその子が自分の言ってきたことを素直にふり返り、反省する日が来てくれたら・・・という思いでいっぱい

です。そして校長先生の名誉が1日も早く回復されることを祈るばかりです。

どうかお力をお借しいただきたくお願いいたします。

以上がその手紙の内容であります。

さて私は、平成7年、県立大島病院麻酔科救急部長として赴任して、すぐに一人のすばらしい青少年指導者に出会いました。その指導者はゆずり葉の郷の三浦一広さんです。三浦さんは以前から24時間365日、青少年の非行問題に取り組まれていました。三浦さんは私に「子供たちは大人の愛に飢えています。何度も裏切られることもあります。でも何度でも子供たちに寄り添う心を持っていない限り子供たちは心を開いてくれない。どんな子どもにもチャンスはあるんです。我慢比べですよ」と熱く語ってくれたことがあります。

私も三浦さんとの出会いによって、それ以降、青少年問題に取り組み、県政においてもこれまで不登校、引きこもり等の課題に取り組んできました。また、これまでに小、中学校のPTA会長、県・市のPTA連合会の役員もさせていただき、問題行動のある児童、生徒、体罰や勤務状況に問題のある先生に対して学校と一体となっ

て取り組んできました。

私は今回、ある中学校の先生から、次のような話を直々に聞きました。「実は自分の中学校でも同様の事件がありました。女子生徒を車に乗せて公園に連れて行き、相談を受けたところ、後になって女子生徒が「先生にセクハラを受けた」として保護者、人権団体が騒いだために、先生は校長先生に相談、校長先生が先生、女生徒も同席させ関係者を集めて話し合った結果、その事実はなかったとのことで問題は解決しました」ということでありました。

このように、初動対応が適切に成されれば事態は良い結果に終わるものと思います。私は率直に言って、今回の事案の初動対応が良くなかったと思います。元女子生徒の告白を受けた男子生徒から話を聞いた担任教師の取るべき対応はどうであったのか。その対応のあり方が問題を大きくしたのではないか。

ところで、2012年（平成24年）2月15日鹿児島地裁にて鹿屋市立中学校の女子中学生セクハラ事件について判決があり、判決文で原告供述は一貫性を有し、その信頼性は高いと述べ、一方、被告元校長は、平成19年9月25日に、原告が本件告白を知ったにもかかわらず、「身辺整理をしなければならない。」などと本件告

白の内容を肯定したとも採れる言動をし、その後、同年10月5日に至るまで、同中学校の教職員や原告の両親に対し、原告の告白内容を明確に否定していなかったことが認められると述べています。その判決に対し、同年2月29日、被告の鹿屋市は控訴を断念しています。

しかし、セクハラがあったとされる当時の元校長の女子生徒に対する真の思いはどうであったのか、元校長は「女子生徒のことを思い、事件を大きくしたくないとの思いが強かったために、関係者に多くを語れなかった」と話しています。これこそが指導者の姿であると思います。市教委、県教委は元校長からすると上司に当たり、頼るべき盾ともなる立場からすると、何故、市教委は元校長が一貫してセクハラ的事实はなかったと主張しているのに控訴をしなかったのか。当然、県教委にも相談があったと思いますが見解をお伺いします。

これまで、他会派の同僚議員は以下のように元校長を厳しく糾弾しています。

A議員は本会議場において、「鹿屋市立中学校元校長〇〇先生は、平成19年当時から事実関係を否定し続け、県教委の命令にも従わ



ず、謝罪もしていないということは、人権を語る教育者としての資格も、人としての道理さえも持ち合わせない人間だということであり、強い憤りを持つとともに、哀れみさえ感じる。

私にも娘がいる。このような仕打ち、無責任な態度は絶対に許せない。私どもは、今後、委員会等あらゆる機会を通じて、女子生徒と家族の思いを実現するために、県教委と元校長に対する責任を追究し続けていく。」と元校長の名前まで明らかにしています。

またB議員は、「元校長は鹿児島地裁ではわいせつ行為を否認して争ったのであるが、地裁判決を受けた後の高裁への控訴、最高裁への上告の際には争っていない。また、最高裁の決定を受けて、鹿屋市への186万の賠償金の支払いが命じられたが、鹿屋市は、元校長に求償権を発動し、元校長はこれに応じて鹿屋市に186万を入金したと聞いている。地元紙によると元校長は「学校や市民、鹿屋市に申しわけないことをした」と話していると報じている。元校長は、なぜ一審からの控訴や高裁から上告する際に、わいせつ行為を否定し、争わなかったのか。鹿屋市の求償に対して拒否しなかったのか。退職金の額が186万に比べ大き過ぎたから、私は無実だと開き直ったとしか思えない。」

このように述べて元校長を糾弾しているのであります。

そこでお伺いします。元校長はこれまで一貫して無実を主張しております。市教委、県教委の調査、本人直々の聴き取りの中で一度でも元校長はセクハラ的事实を認めたことがあるのかお示してください。

またB議員は地裁判決を受けた後の高裁への控訴、最高裁への上告の際には元校長は争っていないとしています。元校長は一審判決において「セクハラ的事实があった」とされている以外、原告が求めている内容については元校長は勝訴しており、勝訴の場合は控訴が出来ない立場にあったと思いますが、このことの県の認識、また原告が「損害賠償が少ない」として控訴してからの二審でもセクハラ的事实を否定して争っていると思いますが、このことについて県教委はどのように認識しているのかお伺いします。

最後に、元校長は終始一貫、無実を訴えていること、また事件の真相解明を求め、退職金返還命令処分に対しては適切な対応を求め、現時点で約2000名近い署名を添えて、元中学校PTAから陳情が出されていること、更には刑事告発での二度にわたる不起訴、今回の司法の判断等を踏まえて、「退職金返納について」は慎重な判断が求められると思います。見解をお伺いします。

## ② 桜ヶ丘養護学校の現状と課題について

特別支援学校の整備については現在、鹿児島聾学校の整備が進み、来年4月に旧盲学校跡地に移転し、県内の体制はほぼ達成された感があります。そのことについては知事の英断及び関係者のご尽力に心から感謝申し上げます。

ところで、鹿児島市南部の特別支援学校の拠点施設としてこれまで桜ヶ丘養護学校が位置づけられています。しかし、先日、養護学校の学習発表会に出席し、学校関係者やPTA、保護者と意見交換する中で、今の学校の施設では児童・生徒数はこれ以上受け入れは出来ない。また、高等部がないために、子供2人が障害を持っている場合、下の子供をこの学校に入れるには上の子供は学校に高等部がないために仕方なく施設に入れざるを得ないとの実情を複数の方から伺いました。「教育を等しく受ける権利からすると桜ヶ丘養護学校に高等部がないのは不公平です」とも話されました。そこでお伺いします。

平成26年度桜ヶ丘養護学校の児童・生徒数及び中学部の進路状況、更に学校の現在の課題と対応策についてお示し下さい。

## ③ 鹿児島市南部の特別支援学校整備について

桜ヶ丘養護学校の現状を考えると、やはり鹿児島市南部へ新たな特別支援学校を整備する必要があると考えますが見解をお伺いします。

## 警察・土木行政について

### ① 導流帯の現状と課題について（資料提供）

皆さんは導流帯という言葉をご存知でしょうか。お手元に資料を配布させていただいておりますが資料の白線のゾーンをいいます。現在、道路管理者と交通規制課の両方で導流帯については検討がなされ、実際に道路標示がなされているものと思います。しかし、資料を見てもわかるように導流帯が長過ぎて、本来はこのゾーンを通行してはならない車両がこのゾーンを走行する光景をよく見かけます。法令を守り、走行車線から指示された車線に流入する際に導流帯から走行してくる車と衝突する危険性があります。私は多くの導流帯の現状について安全面からも導流帯を標示するコスト面からもこれでいいのか疑問に思っています。このことについて安全面、コスト面から導流帯の現状について問題があるのではないかと、そして改善の必要があるのではないかと強く感じています。警察本部長と

土木部長のご所見をお伺いします。